

助成事業完了報告書

日本財団 会長 笹川 陽平 殿

報告日付：2014年4月14日

事業ID：2012056518

事業名：海難審判扶助

団体名：公益財団法人海難審判・船舶
事故調査協会

代表者名：会長 前川 弘幸

TEL：03-3512-8140

事業費総額	5,876,086円
-------	------------

自己負担額	1,176,086円
-------	------------

助成金額	4,700,000円
------	------------

事業内容：

1. 各地方支部の海難審判扶助制度の周知活動

各地方支部は、理事官から申し立てられた海難審判関係人403人に対して海難審判扶助制度に関するパンフレット等を送付するなどの周知活動を行った。

2. 各地方支部における事前審査

各地方支部は、海難審判関係人95人から電話や面談により海難審判扶助制度に関する照会を受けた。その中の59人が当該制度の基準に合致していることから扶助申請の申し出を受けた。しかしながら、海難審判関係人5人から取り下げの申し出があり、その結果、54人の申請書を東京本部に送付した。

3. 海難審判扶助審査委員会の開催

(1) 開催時期；2013年4月～2014年3月まで毎月1回合計12回

(2) 内 容；資力の乏しい海難審判関係人の権利擁護のため、5名の審査委員による扶助審査を行った。

(3) 場 所；海事センタービル

(4) 審査状況；海難審判扶助申請者54人、うち審査決定件数54人(54事件数)

なお、海難審判扶助審査委員会の実施経過、審査件数及び内容、審査委員会名簿については、別紙(1)～(3)のとおり。

事業目標の達成状況：

海難審判において、海事補佐人を依頼するのに必要な扶助費（費用、報酬）を日本財団からの助成金により、海難審判関係人54人（事件数54件）の権利を擁護することと、併せて公正な審判の運用に資するという目標が達成できた。

今後とも海難審判扶助事業を活用し、海難審判関係人の権利を擁護するとともに、海難審判の支援体制の充実を図りたい。

事業成果物：

パンフレット「海難審判扶助とは・・・」

収支計算書

(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	受入済額	未調達額	備考
日本財団助成金収入	4,800,000	4,700,000	4,800,000	-100,000	
自己負担	1,200,000	1,176,086	1,176,086	0	
収入合計	6,000,000	5,876,086	5,976,086	-100,000	

支出の部

科目	予算額	決算額	支出済額	未払額	備考
委員手当	756,000	726,000	726,000	0	
臨時雇賃金	462,000	462,000	462,000	0	
旅費交通費	5,000	3,840	3,840	0	
通信運搬費	99,000	85,387	85,387	0	
消耗品	210,000	225,231	225,231	0	
会議費	163,000	151,130	151,130	0	
諸謝金	4,250,000	4,186,000	4,186,000	0	
雑費	55,000	36,498	36,498	0	
支出合計	6,000,000	5,876,086	5,876,086	0	

別紙（１）

事業の実施経過

2013年	4月17日	第1回	海難審判扶助審査委員会開催
	5月15日	第2回	海難審判扶助審査委員会開催
	6月19日	第3回	海難審判扶助審査委員会開催
	7月17日	第4回	海難審判扶助審査委員会開催
	8月21日	第5回	海難審判扶助審査委員会開催
	9月18日	第6回	海難審判扶助審査委員会開催
	10月23日	第7回	海難審判扶助審査委員会開催
	11月20日	第8回	海難審判扶助審査委員会開催
	12月18日	第9回	海難審判扶助審査委員会開催
2014年	1月15日	第10回	海難審判扶助審査委員会開催
	2月19日	第11回	海難審判扶助審査委員会開催
	3月19日	第12回	海難審判扶助審査委員会開催
	3月31日		事業完了

別紙（２）

２０１３年度 海難審判扶助審査委員会開催期日及び審査結果総括表

日 項 目		開 催		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回	第 12 回	合 計
		4月17日	5月15日	6月19日	7月17日	8月21日	9月18日	10月23日	11月20日	12月18日	1月15日	2月19日	3月19日			
審 査	扶助審査 申請者 数 事 件	7 7	3 3	6 6	4 4	9 9	4 4	3 3	4 4	5 5	1 1	7 7	1 1	5 4		
	(申請者内訳) 船 長 機関長 その他	7	2 1	5 1	4	8 1	3 1	3 1	3 1	5	1	5 1 1	1	4 7 2 5		
決 定	扶助決定 件 数	7	3	6	4	9	4	3	4	5	1	7	1	5 4		
	(事件内訳) 衝 突 乗揚等 死 傷	3 3 1	3	2 4	3 1	5 3 1	2 2	3	2 2	5	1	3 2 2	1	3 3 1 7 4		
	扶 助 者 数 (扶助費用一部 返還者数)	7 (1)	3 (0)	6 (2)	4 (0)	9 (2)	4 (1)	3 (1)	4 (1)	5 (0)	1 (1)	7 (2)	1 (0)	5 4 (1 1)		

(註)① 「決定」の項中、事件内訳欄の「乗揚等」は、乗揚、遭難、転覆、浸水、火災、施設衝突、機関損傷である。

② " 、扶助者数欄の()は、扶助費用の一部返還を要する者の数である。

別紙(3)

海難審判扶助審査委員会名簿

氏名	勤務先又は職業	住所
上中 拓治	元海難審判所長	
長島 徳雄	(一社) 海洋水産システム協会 顧問 (前専務理事)	
矢内 孝幸	海難審判所 書記課長	
保坂 均	(一社) 日本船主協会 常務理事	
田中 伸一	全日本海員組合 副組合長	